

女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人 響会 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2. 内容

目標1 : 育児短時間勤務制度を所定外労働の制限及び深夜業の制限等と同様に、小学校就学前までの子を持つ職員に拡大し、両立支援制度の利用向上を図る。

【取組内容】

- 令和4年 4月～ 制度導入について、会議等にて検討を行う。
- 令和4年 5月～ 育児休業等に関する規則を改正し、制度の対象を拡大する。
- 令和4年 6月～ 会議等により、制度の改訂を職員に周知する。
また、グループネットワーク「サイボウズ」に規則を公開し、閲覧可能な状態にする。

目標2 : 管理職（係長以上）に占める女性職員割合を50%以上とする。

【対策】

- 令和4年 4月～ 前年度の人事評価に基づき候補者の選定をする。
- 令和4年 5月～ 組織編成及び女性管理職を配置する。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】 (令和4年3月1日現在)

両立支援制度利用・・・女性6名、男性0名

管理監（係長以上）に占める女性職員割合・・・16.7%

掲載日 令和4年3月10日

令和2年4月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく

社会福祉法人 響会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 : 産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険免除など、制度の周知や情報提供を行う。

【対策】

- 令和2年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和2年 7月～ 制度に関するパンフレットを職員に配布

目標2 : 妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談担当を設置する。

【対策】

- 令和2年 4月～ 相談担当の設置検討
- 令和2年 5月～ 相談担当者の研修
- 令和2年 7月～ 相談担当者について職員周知

以上